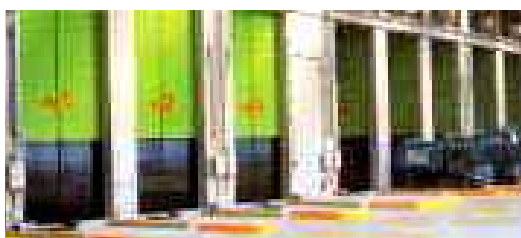


3 処理施設

(1) 焼却施設

本市は単独の焼却施設を保有せず、隣接する大阪市との行政協力協定に基づき建設された焼却工場(大阪市 環境局 八尾工場)において、本市が収集及び処理した可燃性の廃棄物を焼却している。

名 称	大阪市 環境局 八尾工場
所 在 地	八尾市上尾町七丁目1番地
敷 地 面 積	40,100㎡
竣 工	平成7年3月
総 工 費	約280億円
焼 却 能 力	基準能力 600t/24時間



(2) 中間処理施設

平成20年度は「粗大」「複雑」等を適正に処理するための「廃棄物破碎工場」と、「資源」を選別するための「不燃物処理資源化施設(リサイクルプラザ)」を併設した「廃棄物処理センター」において資源化に努めていたが、現地で新施設を建設し、平成20年6月から新しい中間処理施設の試験運転を開始している。

名 称	八尾市廃棄物処理センター	
所 在 地	八尾市曙町二丁目11番地	
敷 地 面 積	7,676㎡	
施 設	旧	①廃棄物破碎工場(昭和48年7月竣工) 総工費 1億7200万円 処理能力 100t/5時間
		②不燃物処理資源化施設[リサイクルプラザ](昭和59年2月竣工) 総工費 1億2500万円 処理能力 30t/5時間
	新	○工場棟(平成20年6月より試験運転) 破碎施設の処理能力 32t/5時間 選別施設の処理能力 14t/5時間



(3) 最終処分施設

「埋立」等を「一般廃棄物最終処分場」に搬入し、埋立処分している。

名 称	八尾市一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	八尾市上尾町九丁目36番地	
敷 地 面 積	19,733m ²	
埋 立 地 面 積	12,300m ²	
全 体 容 量	70,000m ³	
残 余 容 量	44,813m ³ 平成20年度埋立量 943m ³ (覆土を含む)	
竣 工	平成8年3月	
総 工 費	14億8119万6千円	



4 車両

保有車両一覧

(平成21年4月1日現在)

車種	積載量	台数	用途	天然ガス自動車
①特殊架装車				
パッカー	2.00t	4	一般収集用	2
	3.00t	4	集合住宅用	2
プレスパッカー	2.00t	9	粗大ごみ収集用	
	3.00t	3	粗大ごみ収集用	
リレーパック	5.00t	2	破碎ごみ運搬専用	
②無蓋トラック				
ダンプ・トラック	2.00t	2	臨時不法投棄収集用	1
	4.00t	1	臨時不法投棄収集用	
③重機類				
クレーン車(バケット付)		1	臨時不法投棄処理用	
④軽四輪車				
軽四輪トラック	0.35t	2	死獣処理専用等	1
軽四輪ダンプ	0.35t	4	細街路収集用	
軽四輪バン		6	啓発・連絡用等	1
⑤普通乗用車				
		1	連絡用等	
合計		79		34



5 ごみ減量・リサイクル啓発事業

(1) 5種分別指定袋制

全市民の協力のもと、平成8年10月から5種分別収集を指定袋制により実施し、選別作業の軽減と選別精度の向上を図り、資源化の推進とより一層のごみ減量化に努めている。

①家庭用指定袋

「ごみの排出1回1袋」を基本とし、可燃袋（45ℓ）52枚、資源袋（35ℓ）12枚、埋立袋（35ℓ）3枚、複雑袋（35ℓ）3枚の基本セット（半年分）を年2回、自治振興委員会の協力を得て、自治会、町会の組班長を通じ、各世帯に配付している。自治会が組織されていない共同住宅等については、家主・管理人等を通じて配付し、その他自治会に加入していない市民については、配付会場にて個別に配付している。また、家族人数が多い世帯には、基本セットのほか、人数に応じて可燃袋（調整袋）を配付している。

※平成19年度末の配付（平成20年4月～9月）分より、基本セットのうち、資源袋を14枚から12枚、埋立袋及び複雑袋をそれぞれ6枚から3枚としている。

家庭用指定袋

ごみ出し一回一袋にご協力を！

可燃

家庭の燃やせるごみ

かばん プラスチック容器 生ごみ 液体洗剤

お願い

- 生ごみは水をよく切ってから、入れて下さい。
- 古紙・古布は資源物（リサイクルできます）です。地域の資源回収へお出し下さい。

住んでおられる住宅、業などのごみにご使用下さい

家庭用指定袋

八尾市

乳白濁 橙色柄
65cm×85cm

家庭用指定袋

食べ残・飲み物のびん、ジュース・酒類の缶、缶詰の缶

資源

資源となるびんと缶

缶詰の缶 びん 食べ残

お願い

- びんは洗って、フタを取りましよう。
- ビールびん・ビールびん・ジュース等のびんは資源回収へお出し下さい。

住んでおられる住宅、業などのごみにご使用下さい

家庭用指定袋

八尾市

透明 青色柄
50cm×75cm

家庭用指定袋

埋立

埋立てるごみ

破れたガラス類 金属缶

お願い

- 破れない物でもリサイクルできず、化学処理しないで海中を汚さないものを埋立ごみとしてお出し下さい。
- 破れたガラスなどは危険です。紙などに包んでお出し下さい。

住んでおられる住宅、業などのごみにご使用下さい

家庭用指定袋

八尾市

透明 茶色柄
50cm×75cm

家庭用指定袋

複雑

金属類・金属等がついている物

コナバシ、スチールワイパー、電卓、電卓、エリクサー、時計、ボールペン、ボールペン、ボールペン

お願い

- スプレー缶は燃焼や出火の原因になりますので、必ず穴をあけ、ガスを出して下さい。
- 包丁等の危険なものは紙などに包んでお出し下さい。

住んでおられる住宅、業などのごみにご使用下さい

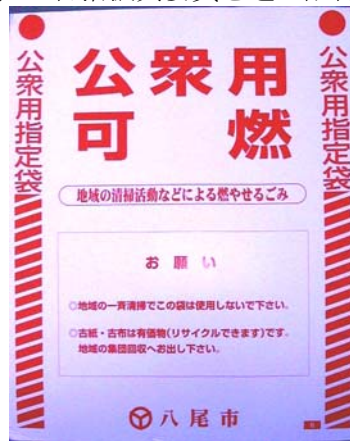
家庭用指定袋

八尾市

透明 赤色柄
50cm×75cm

②公衆用指定袋

地域住民の清掃奉仕等により生じたごみの排出については、公衆用指定袋（45ℓ）を用いることとし、各地区の自治振興委員を通じ配付をおこなっている。



乳白濁 橙色柄
65cm×85cm

③事業用指定袋

市に収集申込みをした事業者のごみ排出については、可燃（45ℓ）、資源、複雑、埋立（いずれも35ℓ）の事業用指定袋を使い、市内のスーパー、コンビニエンスストアなど「事業用指定袋取扱店」で事業用基本手数料の徴収に代え交付している。



乳白濁 緑色柄
65cm×85cm



透明 青色柄
50cm×75cm



透明 茶色柄
50cm×75cm



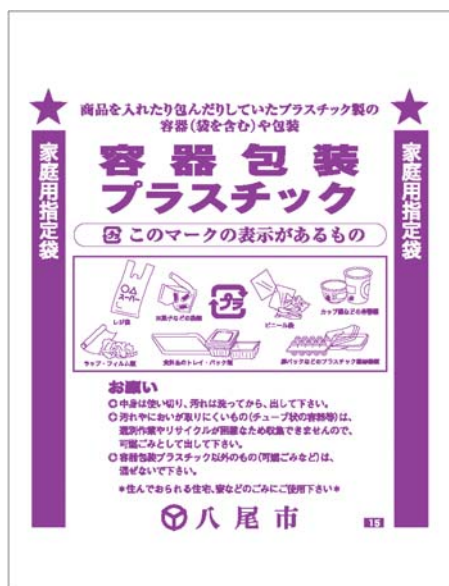
透明 赤色柄
50cm×75cm

(2) 多種分別に向けたモデル地区実施

八尾市廃棄物減量等推進審議会答申（平成20年9月）に基づき、新たに「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」及び「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別収集を行うこととし、平成20年10月より西山本地区においてモデル地区実施を行っている。（これにより、8種分別指定袋制（指定袋については、「可燃」、「資源」、「埋立」、「複雑」、「容器包装プラスチック」及び「ペットボトル」の6種類）となる。）

モデル地区実施を行っている西山本地区の概要は、町会加入世帯が約2,150世帯、町会未加入世帯が約440世帯であり、合計約2,590世帯となっている。これは、市内の総世帯の約2.2%である。

①新たな分別収集品目の指定袋



半透明 紫色柄
65cm×85cm



透明 黄緑色柄
50cm×75cm

(3) 事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬業許可制度

事業系ごみ（可燃ごみ）の減量及び資源化が図られるように、平成18年6月より事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬業許可制度を実施している。

年度	許可業者数
平成18年5月（許可制度開始時）	71
平成19年3月31日現在	61
平成20年3月31日現在	51
平成21年3月31日現在	46

(4) コンポスト（生ごみ堆肥化容器）購入費の助成・生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与・家庭用電動生ごみ処理機購入費の助成

各家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、生ごみの堆肥化によるごみの減量化を図るため、コンポスト購入費、家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を助成するとともに、生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与をおこなっている。

年度	コンポスト助成 台数	ぼかし容器貸与 台数	電動生ごみ処理機 助成台数	年度計
10	21	100	—	121
11	20	150	—	170
12	20	124	118	262
13	11	54	88	153
14	15	53	54	122
15	14	32	39	85
16	8	45	102	155
17	5	117	103	225
18	9	71	70	150
19	4	76	47	127
20	15	81	49	145
累計	142	903	670	1,715

(5) エコショップ制度

廃棄物減量化・リサイクルの推進を図るため、大阪府下の住民団体、事業者団体、行政で組織された大阪府リサイクル社会推進会議（旧：大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議）の活動の一環として、平成4年9月から府下一円でエコショップ制度が実施されている。平成21年3月末現在、大阪府下の登録店舗数は1,285件で、うち八尾市内は39件となっている。

6 空き地の適正管理指導業務

(1) 平成20年度 空き地の指導状況

	指 導 件 数		指 導 件 数
電 話 連 絡	20	継 続 指 導	0
文 書 通 知	12	代 執 行	0
文 書 勸 告	0	受 忍 限 度 内	2
地 主 訪 問	0	計	34

(2) 平成20年度 草刈り機貸し出し状況

草刈機保有台数	11台	貸出件数	69件
		貸出延べ台数	983台
		(貸出台数×貸出日数)	

7 防疫業務

清潔で住みよいまちづくりを目指し、衛生思想の普及・向上、感染症の予防・消毒及び衛生害虫の駆除のため、防疫対策を実施している。

なお、主業務については、(財)八尾市清協公社に委託している。

(1) 活動期の衛生害虫駆除

蚊、蠅等衛生害虫の主要な発生源である公共下水路を中心に、4月から11月中旬および3月にかけて、防疫作業車により、殺虫剤(スミチオン乳剤)を同じ場所に月2回の周期で散布している。また、環境事業課においても、殺虫剤(スミチオン乳剤)を希望者に配布するとともに適宜散布も実施している。

(2) 越冬期の衛生害虫駆除

暗渠等で冬を越す衛生害虫駆除のため、2月初旬から3月下旬にかけてハイカプシン配置作業をおこなっている。

8 環境教育

平成16年5月より環境啓発の一環として、市内小・中学校や保育所等へ出向き、環境教育を実施しています。

年度	保育所	小学校	放課後児童室等	中学校、その他	年度計
16		5校			5校
		343名			343名
17	12園	7校	10校		29校
	1,106名	514名	427名		2,047名
18	13園	17校	7校		37校
	1,560名	1,366名	373名		3,299名
19	13園	14校	12校	2校	41校
	1,468名	861名	520名	127名	2,976名
20	11園	16校	13校	4校	44校
	1,242名	1,174名	767名	258名	3,441名

※校（園）数及び参加人数は延べ数